

車両による通学について

熊本大学では、安全かつ静穏な教育・研究の環境を維持するため、地区毎に定められた入構に関する要項等に従い、入構規制を行っています。

そのため、学生の自動車による通学は、大学が定める入構許可基準（通学距離等）に適合し、各部署の長が許可した場合に限られます。入構証の発行を希望する者は、所定の期間内（掲示等で案内）に申請を行い、許可を受けなければなりません。（大学や部局が定める基準を満たす場合又は各学部の長が特に必要と認める場合に限り申請できます。）

許可を受けた学生以外は、公共交通機関の利用によるか、徒歩・自転車での通学をお願いします。

なお、大学周辺の店舗駐車場に駐車すること等は絶対にしないようお願いします。

自転車の大学構内乗入れについて

自転車で通学する学生においては、安全確認・減速運転を心がけて、所定の位置への駐輪等マナーを厳守するようお願いします。（指定場所以外への駐輪は、人の通行を阻害するだけでなく、緊急車両の進入路やバリアフリー路等の妨げとなります。）